

# 独立行政法人統計センター情報公開取扱規程

平成15年4月1日

統計センター規程第5号

最終改正 令和6年3月26日

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 文書の開示の実施方法（第3条―第5条）

第3章 手数料（第6条―第9条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）における独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第15条の規定による法人文書についての開示の実施の方法、第17条第2項の規定による開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料並びに同条第3項の規定による開示の実施に係る手数料の減額又は免除の取り扱いについて定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる

- （1）行政機関 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第2条第1項に規定する機関をいう。
- （2）独立行政法人等 独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する法人をいう。

## 第2章 文書の開示の実施方法

（文書又は図画の閲覧の方法）

第3条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- （1）文書又は図画（次号から第3号までに該当するものを除く。） 当該文書又は図画（独立行政法人等情報公開法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次条第1号アに定めるもの）
- （2）マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- （3）写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの

（文書又は図画の写しの交付の方法）

第4条 次の各号に掲げる文書又は図画の独立行政法人等情報公開法第15条第1項の規

定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画（次号から第3号までに該当するものを除く。） 次に掲げる方法（イからウまでに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、センターがその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）
  - ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格 A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
  - イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
  - ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。第5条第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

（電磁的記録の開示の方法）

第5条 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の4の項イにおいて同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク次に掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、センターがその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧または市長の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の6の項イにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

- ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
- エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

- (4) 電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって、センターがその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - ア 前号アからウまでに掲げる方法
  - イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123もしくはX6135に適合するものに限る。別表の6の項クにおいて同じ。）に複製したものの交付

（電磁的記録の開示の方法）

第5条 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の4の項イにおいて同じ。）に複製したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複製したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。）次に掲げる方法であって、センターがその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の6の項イにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
  - ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
  - エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
  - オ 当該電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付
- (4) 電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。）次に掲げる方法であって、センターがその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
  - ア 前号アからウまでに掲げる方法
  - イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規

格X6123若しくはX6135に適合するものに限る。別表の6の項クにおいて同じ。)に複写したものの交付

### 第3章 手数料

(手数料の額)

第6条 独立行政法人等情報公開法第17条第2項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)開示請求に係る法人文書1件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(独立行政法人等情報公開法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該アからウまでに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

ア 独立行政法人等情報公開法第12条又は第13条の規定に基づき独立行政法人等又は行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち開示を実施する機関が分担するものとして、当該独立行政法人等又は行政機関の長と協議して定める額

イ 独立行政法人等情報公開法第12条又は行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき、独立行政法人等又は行政機関の長から事案が移送された場合(ウに掲げる場合を除く。)当該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)又は行政機関情報公開法施行令(平成12年政令第41号)第13条第1項第1号に定める額(以下この号において「開示請求手数料」という。)

ウ 独立行政法人等情報公開法第12条又は行政機関情報公開法第12条の2の規定に基づき独立行政法人等又は行政機関の長から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額又は開示請求手数料のうち開示を実施する機関が分担するものとして、当該独立行政法人等又は行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の

目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付方法等)

第7条 前条に規定する手数料の納付は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) センターの指定する銀行への振り込みによる納付

(2) 郵便振替による納付

(3) センターの情報公開窓口において現金による納付

2 前項第1号の場合の振込み手数料及び第2号の場合の料金は、請求者の負担とする

3 開示請求者は、第1項第1号及び第2号の場合にあってはその領収証書を開示請求書又は開示の実施方法等申出書に添付して提出しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(開示実施手数料の減免)

第8条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、独立行政法人等情報公開法第15条3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(雑則)

第9条 情報公開に係る手数料の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の独立行政法人統計センター情報公開取扱規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求

については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の独立行政法人統計センター情報公開取扱規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

## 別表

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2の項から3の項までに該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円

	ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 録音テープ又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複製したものの交付	1巻につき430円
5 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカセットテープに複製したものの交付	1巻につき580円
6 電磁的記録(4の項又は5の項に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	カ 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)に複製したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
キ 光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)に複製したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額	



	<p>ク 幅 12.7 ミリメートルの 磁気テープカートリッジに 複写したものの交付</p>	<p>1 巻につき 800 円（日本工 業規格 X6135 に適合するもの については 2、500 円）に 1 フ ァイルごとに 210 円を加えた 額</p>
<p>備考 1 の項ウ若しくはエ、2 の項ウ又は 6 の項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。</p>		